

議案第23号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

第1条 職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<u>別表第1</u> [表 別紙2 挿入]	<u>別表第1</u> [表 別紙1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載は注記である。	

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削り、改正後欄に掲げる対象規定及び二重傍線を付した共通見出しで改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第6条 [略]	第6条 [同左]
[2・3 略]	[2・3 同左]
4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、組合規則で定める期間における <u>当該職員</u> の勤務成績に応じて行うものとする。	4 職員の昇給は、組合規則で定める日に、組合規則で定める期間における <u>その者</u> の勤務成績に応じて行うものとする。
[5～11 略]	[5～11 同左]
<u>12</u> <u>第22条の4第3項（第22の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再</u>	<u>12</u> <u>法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者</u>

任用短時間勤務職員」という。)の給料月額
は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の給料月額を定める規定にかかわらず、同表の規定による定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、第1項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、算出率(その者の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

[削る]

13 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

14 育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員」と

に適用される給料表に掲げる再任用職員の給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

13 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、算出率(その者の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数をいう。以下同じ。)を乗じて得た額とする。

14 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

15 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「育児短時間勤務に伴う

いう。)の給料月額は、別表第1の規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第20条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで(定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで)の範囲内において組合規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

[(1)・(2) 略]

[2 略]

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務

任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、別表第1の規定による給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。

(超過勤務手当)

第20条 所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられて勤務した職員には、勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に所定の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150まで(再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員にあつては、100分の100から100分の150まで)の範囲内において組合規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

[(1)・(2) 同左]

[2 同左]

3 前2項の規定により超過勤務手当が支給されることとなる勤務の時間の合計が1月につき60時間を超えた職員には、前2項の規定にかかわらず、その60時間を超えて勤務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を、前項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の50を乗じて得た額を超過勤務手当

手当として支給する。

4 勤務時間条例第6条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第1項に規定する組合規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第31条 第6条第2項から第11項まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（施行期日等）

[1・2 略]

（60歳を超える職員の給料に関する特例）

3 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1

として支給する。

4 勤務時間条例第6条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、第1項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する組合規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を、第2項の規定の適用を受ける場合にあつては100分の25を乗じて得た額の超過勤務手当を、支給することを要しない。

（再任用職員についての適用除外）

第31条 第12条、第13条及び第15条の規定は、再任用職員には適用しない。

附 則

[見出しを加える]

[1・2 同左]

[見出しを加える]

[新設]

日（附則第5項において「特定日」という。）以後、当該職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

4 前項の規定は、次に掲げる職員には適用 [新設]
しない。

(1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員の定年等に関する条例（平成27年条例第18号）第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

5 法第28条の2第1項本文の規定による他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けてい [新設]

た給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(組合規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第3項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

6 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。 [新設]

7 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第3項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第5項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、組合規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 [新設]

8 附則第3項から前項までに定めるものの [新設]

<p><u>ほか、附則第3項の規定による給料月額、 附則第5項の規定による給料その他附則第 3項から前項までの規定の施行に関し必要 な事項は、組合規則で定める。</u></p> <p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <p>[表 略]</p> <p>備考</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) この表の適用を受ける<u>定年前再任用 短時間勤務職員の基準給料月額</u>は、次 の表に掲げる額とする。</p> <p>[表 別紙4 挿入]</p>	<p>別表第1</p> <p style="text-align: center;">行政職給料表</p> <p>[表 同左]</p> <p>備考</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) この表の適用を受ける再任用職員の <u>給料月額</u>は、この表の規定にかかわら <u>ず</u>、次の表に掲げる額とする。</p> <p>[表 別紙3 挿入]</p>
<p>備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記 部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて適用日から同条の規定の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 前3項に定めるもののほか、第1条の規定の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定める。

(暫定再任用職員の給料月額等)

- 5 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第2項若しくは第4項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（短時間勤務の職（地方公務

員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額、当該暫定再任用職員が同条第3項（第22の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、当該暫定再任用職員の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第5条第2項に規定する給料表の規定による基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を組合規則で定める常勤の職員の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第6条第2項から第11項まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第6号）の一部を次のように改正する。

職員の給与に関する条例第6条の改正規定（同条第15項を同条第20項とし、同条第14項を改め、同項を同条第19項とし、同条第8項から第13項までを5項ずつ繰り下げる部分に限る。）を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動する。

改正後	改正前
（初任給、昇格、昇給等の基準）	（初任給、昇格、昇給等の基準）

第6条 [略] [略] <u>13</u> ～ <u>17</u> [略] <u>18</u> <u>育児休業法</u> 第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び <u>育児休業法</u> 第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。)の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。 <u>19</u> [略]	第6条 [同左] [同左] <u>8</u> ～ <u>12</u> [同左] <u>13</u> <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> (平成3年法律第110号。以下「 <u>育児休業法</u> 」という。)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び <u>同法</u> 第17条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「 <u>育児短時間勤務職員等</u> 」という。)の給料月額は、当該育児短時間勤務職員等の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。 <u>14</u> [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

職員の給与に関する条例第30条の改正規定を次のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等) 第30条 [略] 2 第6条第2項から <u>第16項</u> まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第31条 第6条第2項から <u>第16項</u> まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。	(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等) 第30条 [同左] 2 第6条第2項から <u>第11項</u> まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。 (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第31条 第6条第2項から <u>第11項</u> まで、第12条、第13条及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1 略]</p> <p><u>(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)</u></p> <p><u>2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年条例第 号)の一部を次のように改正する。</u></p> <p><u>附則第7項中「第11項」を「第16項」に改める。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[1 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

[別表第1 別紙1]

給 号	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		137,900	166,200	222,200	264,300	339,000	371,400	482,000	540,100
2		138,800	167,900	224,000	266,100	341,300	373,900		
3		139,700	169,700	225,800	267,900	343,600	376,400		
4		140,600	171,500	227,500	269,700	345,900	378,900		
5		141,400	173,100	229,200	271,300	348,000	381,300		
6		142,300	175,100	231,000	273,100	350,300	383,800		
7		143,200	177,100	232,800	274,900	352,600	386,300		
8		144,100	179,100	234,500	276,700	354,900	388,800		
9		145,000	180,900	236,200	278,400	357,100	391,300		
10		146,100	182,900	238,000	280,300	359,400	393,700		
11		147,200	184,900	239,800	282,300	361,700	396,100		
12		148,300	186,900	241,500	284,300	364,000	398,500		
13		149,300	188,700	243,200	286,100	366,300	400,900		
14		150,400	190,700	245,000	288,100	368,600	403,000		
15		151,500	192,700	246,800	290,100	370,900	405,100		
16		152,400	194,700	248,600	292,100	373,200	407,200		
17		153,600	196,500	250,200	293,900	375,400	409,200		
18		155,300	198,500	252,000	295,900	377,500	410,900		
19		156,900	200,500	253,800	297,900	379,700	412,600		
20		158,500	202,500	255,600	299,900	381,900	414,300		
21		159,900	204,300	257,200	301,800	384,100	416,000		
22		161,500	206,300	259,000	303,800	386,000	417,600		
23		163,100	208,300	260,800	305,800	387,900	419,200		
24		164,600	210,300	262,600	307,800	389,800	420,800		

25	166,200	212,100	264,200	309,700	391,400	422,300
26	167,900	214,100	266,000	311,700	392,900	423,700
27	169,600	216,100	267,800	313,700	394,400	425,100
28	171,300	218,100	269,600	315,700	395,900	426,500
29	172,900	220,000	271,200	317,600	397,400	427,800
30	174,700	222,000	273,000	319,600	398,900	428,700
31	176,500	224,000	274,800	321,600	400,400	429,600
32	178,300	226,000	276,600	323,500	401,800	430,500
33	180,900	227,900	278,300	325,500	403,200	431,400
34	182,500	230,300	280,100	327,500	404,400	432,300
35	183,900	232,800	281,900	329,500	405,600	433,200
36	185,400	234,400	283,700	331,500	406,800	434,100
37	187,000	236,000	285,400	333,500	408,000	435,000
38	188,500	237,900	287,200	335,300	409,000	435,900
39	190,000	239,600	289,000	337,100	410,000	436,800
40	191,500	241,400	290,800	338,900	411,000	437,700
41	193,100	243,000	292,500	340,500	412,100	438,500
42	194,600	244,800	294,600	341,600	412,500	439,400
43	196,100	246,500	296,700	342,700	413,000	440,300
44	197,600	248,300	298,700	343,900	413,500	441,200
45	199,200	249,900	300,600	345,000	413,800	442,000
46	200,700	251,600	302,700	346,000		442,900
47	202,200	253,400	304,900	347,000		443,800
48	203,700	255,300	307,000	348,000		444,700
49	205,200	256,800	308,900	349,000		445,500
50	206,500	258,500	310,900	350,000		446,400
51	207,800	260,300	313,000	351,000		447,300
52	209,100	262,100	315,000	352,000		448,200

53	210,400	263,700	317,000	353,000	449,000
54	211,700	265,400	319,000	354,000	449,500
55	213,000	267,200	321,000	355,000	450,000
56	214,300	269,000	323,000	356,000	450,500
57	215,500	270,600	324,900	357,000	450,800
58	216,500	272,300	326,800	358,000	
59	217,500	274,000	328,700	359,000	
60	218,500	275,800	330,600	360,000	
61	219,500	277,400	332,500	361,000	
62	220,300	279,100	333,900	362,000	
63	221,100	280,800	335,400	363,000	
64	222,000	282,600	336,900	364,000	
65	222,800	284,200	338,200	364,800	
66	223,400	285,900	339,200	365,700	
67	224,000	287,700	340,200	366,600	
68	224,600	289,400	341,200	367,500	
69	224,900	291,000	342,000	368,400	
70	225,400	292,700	342,300	368,900	
71	225,900	294,400	342,600	369,400	
72	226,400	296,100	342,900	370,000	
73	226,800	297,700	343,000	370,500	
74	227,300	299,400	343,300	370,800	
75	227,900	301,100	343,600	371,100	
76	228,300	302,700	343,900	371,400	
77	228,600	304,300	344,000	371,500	
78	228,700			371,800	
79	228,900			372,100	
80	229,000			372,400	

81	229,100			372,500				
82	229,200							
83	229,300							
84	229,400							
85	229,500							
86	229,600							
87	229,700							
88	229,800							
89	229,900							

備考

- (1) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) この表の1級の19号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち組合規則で定めるものの給料月額、この表の規定にかかわらず、178,300円とする。
- (3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	162,900	218,900	231,200	248,100	289,400	315,700	358,400	406,300
	円	円	円	円	円	円	円	円

[別表第1 別紙2]

給 号	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
1		144,900	172,200	228,200	270,000	345,200	378,200	490,900	550,000
2		145,800	173,900	229,900	271,800	347,600	380,700		
3		146,700	175,700	231,700	273,600	349,900	383,200		
4		147,600	177,500	233,400	275,400	352,200	385,700		
5		148,400	179,100	235,100	277,000	354,400	388,300		
6		149,300	181,100	236,800	278,800	356,700	390,900		
7		150,200	183,100	238,600	280,600	359,000	393,500		
8		151,100	185,100	240,300	282,400	361,400	396,000		
9		152,000	186,900	242,000	284,100	363,700	398,500		
10		153,100	188,900	243,700	286,000	366,000	401,000		
11		154,200	190,900	245,500	288,000	368,400	403,500		
12		155,000	192,900	247,200	290,000	370,700	406,000		
13		156,000	194,700	248,900	291,800	373,000	408,300		
14		157,000	196,700	250,600	293,700	375,400	410,400		
15		158,100	198,700	252,400	295,700	377,700	412,500		
16		159,000	200,700	254,200	297,700	380,000	414,700		
17		160,100	202,500	255,800	299,500	382,300	416,700		
18		161,600	204,500	257,500	301,500	384,500	418,500		
19		163,100	206,500	259,300	303,500	386,700	420,300		
20		164,700	208,500	261,100	305,500	388,900	422,000		
21		166,100	210,300	262,700	307,400	391,200	423,700		
22		167,600	212,300	264,500	309,500	393,100	425,300		
23		169,100	214,300	266,300	311,500	395,000	426,900		
24		170,600	216,300	268,100	313,500	397,000	428,500		
25		172,200	218,100	269,700	315,400	398,600	430,100		
26		173,900	220,100	271,500	317,500	400,100	431,500		

27	175,600	222,100	273,300	319,500	401,600	432,900
28	177,300	224,100	275,100	321,500	403,200	434,300
29	178,900	226,000	276,700	323,400	404,700	435,700
30	180,700	228,000	278,500	325,500	406,300	436,600
31	182,500	230,000	280,300	327,500	407,800	437,500
32	184,300	232,000	282,100	329,500	409,200	438,400
33	186,900	233,900	283,800	331,500	410,600	439,400
34	188,500	236,200	285,600	333,500	411,800	440,300
35	189,900	238,700	287,400	335,600	413,000	441,200
36	191,400	240,300	289,200	337,600	414,300	442,100
37	193,000	241,900	290,900	339,600	415,500	443,000
38	194,500	243,800	292,700	341,500	416,600	443,900
39	196,000	245,500	294,500	343,300	417,600	444,800
40	197,500	247,300	296,300	345,100	418,600	445,700
41	199,000	248,900	298,000	346,800	419,700	446,600
42	200,500	250,600	300,100	347,900	420,100	447,500
43	202,000	252,300	302,200	349,000	420,600	448,400
44	203,500	254,100	304,200	350,200	421,100	449,300
45	205,000	255,700	306,100	351,300	421,400	450,100
46	206,500	257,400	308,200	352,300		451,000
47	208,000	259,100	310,500	353,300		451,900
48	209,500	261,000	312,600	354,400		452,800
49	211,000	262,500	314,600	355,400		453,600
50	212,300	264,200	316,700	356,400		454,500
51	213,600	265,900	318,800	357,400		455,400
52	214,900	267,700	320,800	358,400		456,300
53	216,100	269,300	322,800	359,500		457,100
54	217,300	271,000	324,900	360,500		457,600
55	218,500	272,700	326,900	361,500		458,100
56	219,800	274,500	328,900	362,500		458,600
57	221,000	276,100	330,900	363,600		459,100

58	222,000	277,800	332,800	364,600			
59	223,000	279,500	334,700	365,600			
60	224,000	281,300	336,700	366,600			
61	225,000	282,900	338,600	367,600			
62	225,800	284,600	340,100	368,600			
63	226,600	286,300	341,600	369,600			
64	227,500	288,100	343,100	370,700			
65	228,300	289,700	344,400	371,500			
66	228,900	291,400	345,400	372,400			
67	229,500	293,200	346,400	373,300			
68	230,100	294,900	347,400	374,200			
69	230,400	296,500	348,300	375,100			
70	230,900	298,200	348,600	375,600			
71	231,400	299,900	348,900	376,100			
72	231,900	301,600	349,100	376,700			
73	232,300	303,200	349,300	377,200			
74	232,800	304,900	349,600	377,500			
75	233,400	306,600	349,900	377,800			
76	233,800	308,300	350,100	378,100			
77	234,100	309,900	350,300	378,300			
78	234,400			378,600			
79	234,700			378,900			
80	234,900			379,200			
81	235,100			379,400			
82	235,400						
83	235,700						
84	235,900						
85	236,100						
86	236,400						
87	236,700						
88	236,900						

89	237,100							
----	---------	--	--	--	--	--	--	--

備考

- (1) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- (2) この表の1級の19号給から31号給までのいずれかを受ける職員のうち組合規則で定めるものの給料月額、この表の規定にかかわらず、184,300円とする。
- (3) この表の適用を受ける再任用職員の給料月額は、この表の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	168,300 円	224,300 円	235,600 円	252,700 円	294,700 円	321,500 円	365,000 円	413,800 円

[別表第1備考第3号の表 別紙3]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
給料月額	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

[別表第1備考第3号の表 別紙4]

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
基準給料月額	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

令和4年12月2日提出

大阪広域環境施設組合管理者 松井一郎

説 明

職員の給料月額を改定するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給料に関する特例措置を講じ、併せて定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法等を定めるほか、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参考)

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第6号）（抄）

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
省 略 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 省 略 省 略 <u>13</u> ～ <u>18</u> [略] <u>19</u> 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。 <u>20</u> [略]	省 略 (初任給、昇格、昇給等の基準) 第6条 省 略 省 略 <u>8</u> ～ <u>13</u> [同左] <u>14</u> <u>地方公務員の育児休業等に関する法律</u> （平成3年法律第110号）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者の受ける給料月額に、算出率を乗じて得た額とする。 <u>15</u> [同左]
省 略 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等) 第30条 [略] 2 第6条第2項から <u>第16項</u> まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。	省 略 (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの等の号給の決定等) 第30条 [同左] 2 第6条第2項から <u>第11項</u> まで及び第7条の規定は、前項に規定する職員には適用しない。
省 略	省 略
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記	

部分を除く全体に付した傍線は注記である。